

議案第 87 号

埼玉県都市競艇組合の規約変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、平成 29 年 4 月 1 日から埼玉県都市競艇組合の規約を別紙のとおり変更することについて、議決を求める。

平成 28 年 11 月 29 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

埼玉県都市競艇組合において、地方公営企業法の規定を一部適用することに伴い、同組合の規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第 290 条の規定により、この案を提出するものである。

別紙

埼玉県都市競艇組合同規約の一部を変更する規約

埼玉県都市競艇組合同規約（昭和32年32指令地収第1549号）の一部を次のように変更する。

第3条の次に次の1条を加える。

（地方公営企業法の財務規定等の適用）

第3条の2 組合は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により、同法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。